

〇 20市町に対する府貸付金の未償還額のうち、債権整理の条件の整った5市町分(堺、貝塚、茨木、八尾、能勢)の債権(6,447万863円)を放棄する(25年9月府議会に提案予定)。
 なお、残りの15市町については債権整理中(約3億円)であり、条件が整い次第、府議会に提案予定。

貸付制度の概要

n 目的

府域内の同和地区の世帯に対し必要な資金の貸付を行い、経済的な自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とする。

n 制度設計 大阪府

n 実施主体 府内市町村(残債権のある団体: 18市2町)

大阪、堺、豊中、吹田、高槻、貝塚、茨木、八尾、泉佐野、富田林、寝屋川、松原、大東、和泉、箕面、羽曳野、東大阪、泉南、能勢、岬

n 貸付対象

生業のために必要な経費、就職するために必要な経費、技能習得や療養に必要な経費、出産や葬祭に必要な経費、住宅の補修や転宅に必要な経費、修学に必要な経費等

n 借受人への貸付条件

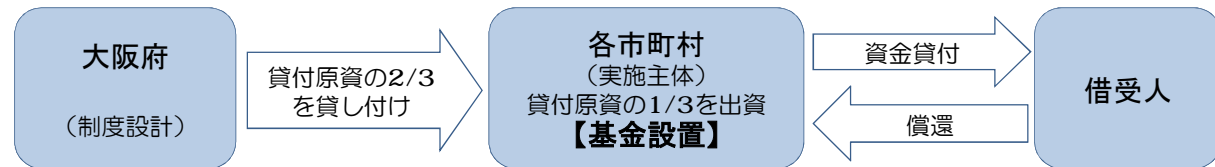
1世帯30万円以内、利率年3.0%以内、償還期限6年以内(据置期間1年を含む)、保証人1人

n 制度の変遷

- 昭和39年9月に制度を創設し、平成5年度まで市町が貸付事業を実施
- 府同和対策審議会答申(H4.3)を踏まえ、平成6年度以降の新規貸付を停止

n 府と市町との関係

- 府貸付要綱に基づき、各市町は基金を条例設置(府2/3貸付、市町1/3出資)
- 昭和39年度から53年度まで、府は各市町に対し無利子で貸付(計13億1,371万円)



- 大阪府同和更生資金貸付要綱
- 大阪府同和更生資金貸付実施要領

債権処理スキームの概要

n これまでの経緯

- 平成7年9月 市長会・町村長会に「同和更生資金貸付事業研究会」を設置し、協議開始
- 平成12年9月 同研究会が報告書取りまとめ

- 平成13年度までに基金条例を廃止。基金保有額のうち2/3相当額を府に返還
貸付残額は各市町で債権管理を行い、回収した貸付金については2/3相当額を府に返還
- 市町が不能欠損処分を行った場合の府貸付金の取り扱いについては、引き続き協議

• 研究会報告書に基づく取組

- 平成13年度から24年度までに市町は府に9億4,050万円を返還(H13: 8億8,287万円)
一方、回収可能債権が減少し、大部分の債権が回収困難な状況となる
- 市町と協議するも、回収不能債権に対する全庁的な償還免除ルールがなく、合意に至らず

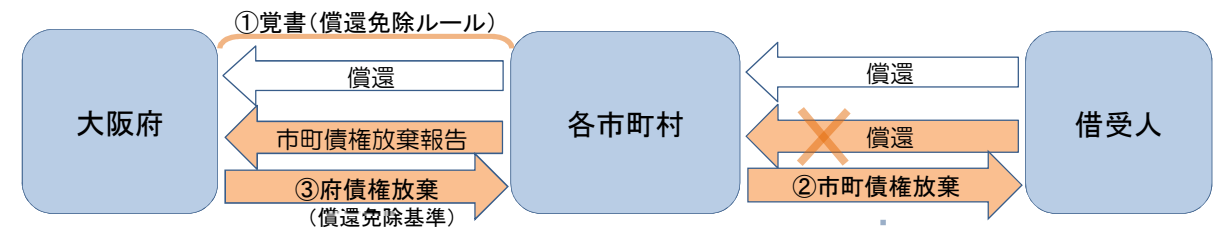
- 平成22年度に「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」が制定され、債権放棄の基準が規定
平成24年9月議会において「かけこみ緊急資金貸付金」の府社協に対する債権放棄が承認
(19億3,814万円)

これらを参考に

- 本貸付金の償還免除ルールを作成(償還免除基準は府債権管理条例に準拠)
償還免除ルールを定めた覚書を市町と締結(現在、8市町と締結済み)

n 債権処理スキーム(債権整理の条件)

- 府と各市町の間で、償還免除ルールを定めた覚書を締結
- 各市町は、全債権を精査し、消滅時効の援用、市町議会の議決、市町債権管理条例による専決等により、市町の債権を放棄
- 市町が放棄した債権が、覚書の償還免除基準に該当するか確認の上、府の債権を放棄(府議会に提案)



府貸付金の状況等

n 貸付事業の実績 <市町⇒借受人>

(H25.3.31現在)

	金額	備考
市町の貸付総額	73億2,366万円	貸付件数 48,672件
借受人からの償還額	67億6,488万円	償還率 92.4%
未償還額	5億5,878万円	内、府貸付金 3億7,320万円

n 大阪府の貸付状況 <府⇒市町>

	金額	備考
府の貸付総額	13億1,371万円	
市町からの償還額	9億4,050万円	償還率 71.6%
未償還額	3億7,320万円	

n 今回放棄する府債権の内訳

今回の債権放棄

	市町からの償還額	未償還額	債権放棄額	償還見込額
合計	940,508,000円	373,207,000円	-	-
今回債権整理分(5市町)	276,828,000円	67,788,000円	64,470,863円	3,309,122円
堺市	87,463,000円	12,537,000円	12,535,100円	0円
貝塚市	55,395,000円	1,605,000円	1,601,946円	0円
茨木市	31,171,000円	2,162,000円	2,159,682円	0円
八尾市	93,031,000円	50,302,000円	46,992,878円	3,309,122円
能勢町	9,768,000円	1,182,000円	1,181,257円	0円
今後債権整理予定(15市町)	663,680,000円	305,419,000円	債権整理中	

※八尾市を除く4市町の未償還額と債権放棄額との差額は、過年度償還時の端数処理によるものであり、今年度に精算の上歳入予定

【5市町の債権放棄の状況】
 堺 : H25.5 市長専決(条例)
 貝塚 : H25.3 議会議決
 茨木 : H19.3 時効援用
 八尾 : H25.3 市長専決(条例)
 能勢 : H25.4 時効援用
 H25.6 議会議決